

青山音楽記念館 バロックザール 施設利用のご案内

2021.4.1

施設概要

■基本情報

名称と所在地

青山音楽記念館 バロックザール
〒615-8282 京都市西京区松尾大利町9-1
TEL 075-393-0011(受付時間9:30~18:00)
休館日:月曜・火曜(祝祭日の場合は開館、夏季・年末年始ほか臨時休館日あり)

ホールの主用途

クラシック音楽のコンサートを主用途とした200席シューボックス型のホールです。
アンプやスピーカーを介さない実演でご使用ください。

施設と主な仕様

ホール

ホール空間	229.5㎡	客席169㎡(13m×13m) 舞台60.5㎡ (残響時間:満席時1.6秒)
舞台	60.5㎡	前面幅12.5m 後方幅9.5m 奥行5.5m 高さ9.4m
客席	200席	全固定座席ワンスロープ
ホワイエ	140㎡	モニター

楽屋

	面積収容人数	主な設備
楽屋1	25㎡(収容人数10名)	化粧前 丸椅子 テーブルセット
楽屋2	25㎡(収容人数10名)	楽屋専用トイレ 楽屋内更衣スペース 楽屋専用コインロッカー

- ・ 楽屋通路にコインロッカー
- ・ アイロン、衣類用スチーマー、加湿器の貸し出可

レッスン室

	面積	設備
レッスン室 1	収容人数 10名(17㎡)	アップライトピアノ
レッスン室 3、4、5	収容人数 3名(9㎡)	アップライトピアノ

■使用料金

ホール使用料(一般料金/税込)

	平日	土・日・祝祭日
10:30~18:00	99,000円	143,000円
13:00~21:30	143,000円	187,000円
10:30~21:30(全日)	170,500円	231,000円

- ・ 使用時間には搬入等の準備、リハーサル、お客さまの入退場および後片づけ等の時間が含まれます。
- ・ 使用時間の延長はできません。

ピアノ使用料(税込)

スタインウェイD274(保有台数2台)	16,500円 (調律料¥22,000/1台・ 調律師立合料¥4,400/1時間)
ベーゼンドルファーインペリアル290	16,500円 (調律料¥22,000/1台・ 調律師立合料¥4,400/1時間)

- ・ 調律は当館指定の調律師が行います。
- ・ 会館のピアノ調律はA=442Hzを標準として行っております。
- ・ 財団保有のピアノでの内部奏法など、楽器を痛める恐れのある特殊奏法は固くお断りいたします。

付帯設備使用料(税込)

譜面台	1台	220円
指揮者譜面台	1台	550円
指揮台	1台	550円
ピアノ椅子	1脚	330円
パイプ椅子	1脚	110円
ピアノ補助ペダル	1台	550円
平台(180×90×10)	1台	550円
平台(90×90×10)	1台	330円
変形平台	1台	550円

箱馬(84×30×20)	1台	110円
変形箱馬	1台	220円
音響ライン	一式	5,500円
マイクロフォン	一本	3,300円
舞台等人件費	実費	
録音CD(メディア代別)	¥8,800/2時間 (追加30分毎¥2,200)	

利用案内

■利用の手順

1. 受付時期

- ・ 新人助成公演:12か月前の月初より7か月前まで
- ・ 助成公演:12か月前の月初より4か月前まで
- ・ 一般公演:6か月前の月初より1か月前まで

2. 申込方法

ホール空き状況をお問合せの上、所定の申請書に必要事項を記入し、下記の住所まで郵送にてご提出ください。

※申請順の受付となります。お電話等での日程の仮押さえはできません。

〒615-8282
京都市西京区松尾大利町9-1
公益財団法人青山音楽財団
青山音楽記念館 バロックザール
TEL:075-393-0011(9:30~18:00)
休館日 月・火(祝日の場合は開館)、夏季・年未年始

3. 審査結果のご通知

申込書の提出後、約2週間を目安に利用の可否を書面でご通知いたします。

※新人助成公演申請の場合は面談審査があります。

4. 予約金の納付

③の「公演承認書兼ホール使用許可証」と同封の「振込依頼書」の通り、ホール使用予約金としてホール使用料の一部(¥70,000-)を期日までに指定口座へお振込みください。

※指定の期日までにお支払いがない場合は、利用承認を取り消すことがあります。

※新人助成公演の場合は、ホール使用予約金の納付はありません。

5. 公演の準備

ご入金確認後、公演準備を進めさせていただきます。

■施設使用上のご注意

使用の制限

青山音楽記念館運営規程に定める特に次に該当する場合、及び財団がその主旨にそぐわない内容または形態であると判断した場合、利用をお断りいたします。

- ・ 公の秩序、善良な風俗を乱し、公益を害す恐れがあると認められる場合
- ・ 「公演申請書」「公演承認書兼ホール使用許可証」の記載と内容に相違があった場合
- ・ 虚偽の記載、その他不正な手段により使用の承認を受けた場合
- ・ 使用の権利を無断で他に譲渡、転貸した場合
- ・ 物品等の販売促進、または寄付金品の募集等を目的とする場合
- ・ 特定の政治・宗教団体への勧誘、普及活動と見なされる場合
- ・ ホールの管理運営上支障があると認められる場合
- ・ スモークマシン等を使用する演出効果があるもの
- ・ 演出効果で火気や液体の使用などにより建物・付属設備を破損、または汚損する恐れがあるもの
- ・ 出演者数・入場者数が適正規模を超過する場合
 - 同時に登壇する実演者は20名を超えないこと
 - 入場客数は、客席定員200席を超過しないこと
 - 楽屋収容定員、各室10名を超過しないこと
- ・ 関係機関への必要な届出を怠った場合、または許可を得ていない場合
- ・ 関係諸官庁から中止命令が出た場合
- ・ 京都市暴力団排除条例により利用者の中に次の事項に該当する者がいる場合
 - 「暴力団員による不当行為の防止等に関する法律」に規定される暴力団員等および密接な関係を有する者

利用の承認後であっても、規定の承認取り消し等の項目に適合すると財団が判断した場合は、使用の制限や変更あるいは取り消しを行うことがあります。

■キャンセル・変更・中止について

利用のキャンセル

予約金のお振込み以降、利用者の都合によりホールの利用をキャンセルする場合は、直ちにご連絡ください。「ホール使用取消届」をお送りしますので提出ください。届出受理日を基準に次の取消料をいただきます。費用が発生しない場合は、お支払い済みの金額を財団の定める方法により返金いたします。

キャンセルした日付	取消料
使用日の7か月前の前日まで	なし
使用日の7か月前以降、4か月前の前日まで	ホール使用予約金の50%
使用日の4か月前以降、1か月前の前日まで	ホール使用予約金の全額
使用日の1か月前以降	当日の施設使用料の全額と公演準備にかかる実費

公演内容の変更

「公演承認書兼ホール使用許可証」発行後に使用内容を変更する場合は、直ちに届出、承認を受けてください。ただし、変更内容によっては承認できない場合もあります。

公演の中止

使用日に関わる気象庁の発令する「特別警報」とこれに伴う自治体の避難勧告や公共交通機関が運休する場合、その他天災地変、交通機関のスト等、不可抗力によって予定の公演等が開催出来ない場合、日時の変更が可能であれば確保に努力いたしますが、これらの不測の事態による損害については賠償いたしません。